

公益認定等委員会 だより

リニューアル
創刊号(その8)
平成23年
12月1日発行



(事務局から)
「公益認定等委員会だより」は、新公益法人制度施行4年目を期に、リニューアルし、これまでの申請に関する情報に加え、公益法人の取組みを積極的に紹介していきます。(詳細P8)

ヤマトホールディングスの寄附活動について説明を受ける蓮舫大臣

<目次>

- 蓮舫大臣メッセージ(P2)
- 公益法人の活動紹介①(P3)
～蓮舫大臣・池田委員長の法人訪問～
- 公益法人の活動紹介②(P4)
～公益認定等委員会委員の法人訪問～
- 税額控除について(P6)
- よくある誤解への回答(P7)
- 申請サポートに関する情報(P9)
- 「公益認定等委員会だより」のリニューアルについて(P10)

内閣府への申請状況 (平成23年11月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1521	558	879	84
移行認可	1074	573	465	36
新規認定	115	27	70	18

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行



Government Revitalization

新公益法人制度施行4年目 (新制度移行期間は残り2年 早めの申請を)



内閣府特命担当大臣 蓮舫

内閣府特命担当大臣(行政刷新)として、公益法人を担当している蓮舫です。

新公益法人制度は、本年12月1日で施行4年目を迎えます。これまでに国所管、都道府県所管を合わせて約2,300の法人が新公益法人に認定され、それぞれの「志」に基づく活動を積極的に進めておられます。新制度が目指す「民による公益の増進」が一步一步進んでいるのではないかと感じています。

また、東日本大震災発生以降、数多くの公益法人が被災者支援活動や復興支援活動に自発的に取り組んでおられます。内閣府が各法人からご提供いただいた情報によると、約2,000の国所管の公益法人(特例民法法人を含む)が、救援物資の提供や専門家の派遣、NPO法人などの活動への助成、あるいは各種支援活動のための寄附といった活動に積極的に取り組まれており、改めて感謝申し上げます。内閣府としては、引き続き、必要な手続きを最大限迅速に行うなど、できる限りの対応を行ってまいりますので、法人の皆様におかれては、是非、それぞれの得意分野で被災地、被災者の方々を支援していただきますようお願い申し上げます。

さて、新制度への移行期間は、12月1日で残り2年となります。これまでに、内閣府では特例民法法人約2,400法人からの移行認定・認可申請を受付けています。新制度への理解も徐々に進み、最近、申請件数は増加しておりますが、約半数の法人がこれから申請される状況となっています。内閣府では様々な申請サポートを用意しており、それらもご活用いただけますので、**できる限り早期に申請し、新制度の下で活動していただきたいと考えています。**

私は、これからの新しい社会に、「新しい公共」の考え方を根付かせていくことが必要と考えており、国民の皆様の「居場所」と「出番」が確保され、様々な主体が「公」に参画する社会を構築することが重要と確信しています。その中で、公益法人には「新しい公共」の主要な担い手として、これまで以上に積極的な活動が期待されています。また、NPO法人など他の「新しい公共」の担い手となる法人と連携した活動など、新しい形の公益活動も行われてきています。私としても、公益活動を応援する立場から、こうした活動を国民の皆様にご紹介していただくよう広くご紹介していくとともに、寄附文化を根付かせる取組みをはじめとする様々な支援を進めてまいります。

国民の皆様の一層のご理解、ご支援をお願いいたします。

平成23年11月29日

公益法人の活動紹介①

～蓮舫大臣・池田委員長 ヤマト福祉財団訪問～

内閣府では、新制度の公益法人の活動を広く国民の皆様にご理解いただくための新たな取組みとして、「公益認定等委員会だより」の紙面で、様々な法人の活動の状況をご紹介していきたいと考えています。

今回は、その第一弾として、平成23年11月8日に、蓮舫内閣府特命担当大臣及び池田公益認定等委員会委員長が、東日本大震災に係る復興支援活動に積極的に取り組む公益財団法人ヤマト福祉財団及びヤマトホールディングス株式会社（以下「ヤマトHD」という。）を訪問し、お話を伺いましたので、その模様をご紹介いたします。

ヤマト福祉財団の取組み

ヤマト福祉財団からは、「法人として、一点集中して社会貢献をしたい、分野としては、障がい者の『自立』と『社会参加』の支援に特化して行うとの考え方で、1993年に財団を設立した。これまで、障がい者福祉助成事業や障がい者支援への功労者表彰といった活動を行ってきた。しかし、東日本大震災を受け、また、3月末の公益認定等委員会からのメッセージに接し、復興支援のために何ができるかを検討し、新たな取組みを行うこととした。その後、法人の活動目的に震災復興支援を追加し（4月26日に内閣府において変更を認定）、7月1日には「東日本大震災 生活・産業基盤復興再生募金」の募金及び助成先の募集を開始した」とのお話がありました。これまでに復興支援選考委員会の審議のもと、水産業や農業等の再生支援を中心に、**第一次（41億円）、第二次（34億円）を助成**しており、平成23年度においては第五次までの助成を行う予定とのことです。

（ヤマト福祉財団の最近の動き）

日時	概要
4月1日	障がい者支援活動を行う公益財団法人への移行
4月26日	震災復興事業を追加する変更認定を内閣府に認められる
7月1日	東日本大震災 生活・産業基盤復興再生募金の募集開始
9月8日	第一次助成先発表(41億円)
10月27日	第二次助成先発表(34億円)

（助成の概要）

	応募数	助成件数	助成総額
第一次	27	9	約41億円
第二次	51	6	約34億円

ヤマトホールディングス株式会社の取組み

また、ヤマトHDからは、「法人とともに復興支援の方法を検討し、「宅急便1個につき10円の寄附」（年間約130億円規模）を実施することを決め、10月末までに宅急便約8億個、約80億円の寄附をヤマト福祉財団に行い、財団の助成活動を支援している」とのお話がありました。

ヤマト福祉財団の助成先稼働施設第1号

第一次助成先のひとつである「南三陸町・水産業基盤施設緊急復興事業」がヤマト福祉財団からの助成金3億6,500万円を活用し、志津川漁港に建設した仮設魚市場が、10月21日に完成し、24日から稼働しています。

本施設には、公益認定等委員会委員が南三陸町に訪問（詳細は次ページ）した際にお伺いし、施設の関係者の方から、この事業が地元にとって大変貴重であった旨お聞かせいただきました。



（南三陸町志津川漁港の仮設魚市場）

ヤマト福祉財団・ヤマトHDとの懇談

有富理事長から財団の取組みに関する説明を受け、池田委員長から「こういう時こそ、公益法人のサポートが必要であり、委員会のメッセージを正面から受け止めて取り組んでいただき、心から敬意を表したい。被災者支援、復興支援については、多くの法人が様々な取組を行っておられ、また、そうした活動を多くの方が寄附などで支えておられる。震災は大変不幸な出来事ではあったが、今年を公益活動元年として、新しい社会の出発点とし、また、日本に寄附文化が定着する出発点にしていかなければならない。」との発言があり、蓮舫大臣からは、「民間ならではの考え方に基づく取組に対し、

心から敬意を表したい。新公益法人制度のみならず「新しい公共」を担当する大臣として、こうした取組みを全面的に支援していきたい。」、「被災地が一日でも早く元気を取り戻すため、民間の方々が率先して公益活動に取り組めるよう環境整備に取り組んでいきたい。公益法人が支援を行い、NPO法人が第一線で活動する、こういう連携がもっと広がっていくよう支援していくのも、私の役割だと思っています。」との発言がありました。



(ヤマトHDの寄附活動について説明を受ける大臣)



←
左が有富理事長、
右が蓮舫大臣



→
左から神田常務（ヤマトHD）
木川社長、有富理事長、蓮舫
大臣、池田委員長

今回の懇談の詳細な内容につきましては、「公益法人information」の内閣府からのお知らせに掲載いたしますので是非ご覧ください。

内閣府では、今後とも公益法人の活動を紹介していきたいと考えています。最終ページに募集要領を掲載しておりますので、公益法人の皆様におかれましては、是非ご連絡いただければと思います。

公益法人の活動紹介②

～公益認定等委員会委員の法人訪問～

本年11月7日、公益認定等委員会の委員3名が、公益法人と非営利法人が連携して公益活動を行っている現場を訪問し、お話を伺いました。訪問したのは、NPO法人かたくりの会、すばらしい歌津をつくる協議会、NPO法人キッズドアが活動されている宮城県南三陸町で、被災者支援の活動を行っておられる現場です。

いずれの団体も公益法人と連携し、行政の手の届かないニーズ、公益法人では拾いきれないこともある小さなニーズを機敏に捉えつつ、公益法人の持つ専門性・ネットワーク・資金力等のサポートを受けながら、より充実した活動を被災地で行っておられます。

福幸茶論（吉野沢団地仮設住宅に設置された集会所）の紹介

バラバラの地域の人が集まって形成されている仮設住宅において、住民のコミュニティをゼロから作り上げるために、NPO法人かたくりの会、すばらしい歌津をつくる協議会は、公益財団法人さわやか福祉財団と連携をして、「福幸茶論（ふっこうさろん）」と名付けた集

会所を設けています。誰でも気軽に顔をだし、お茶を飲みながら話すことができるスペースになっているとお聞きいたしました。

「敢えて、テントを設置する、という形態を選んだことで、壁がなく誰でも入りやすい良いものが出来た」という、かたくりの会の佐藤理事長の言葉が印象的でした。地域のニーズを汲み取り、一体となって活動した結果、と言えるのではないのでしょうか。

また、すばらしい歌津をつくる協議会は、震災以来、「一燈」という会報誌を発行し、地域のインフラ、医療サービス等の生活に必要な情報の提供や、地域コミュニティを強固にする記事を発信されているとのことでした。



福幸茶論の外観



テントの内部

NPO法人キッズドアによる支援の紹介

東日本大震災による津波で、南三陸町は大きな被害を受け、学校、学校に通うためのインフラが失われ、多くの子供たちが十分な学習機会を得られない状況となっています。また、保護者の仕事に子供の手を離れてしまったなどの問題が生じています。

そのような地域の問題に着眼したNPO法人キッズドアでは、公益財団法人日本財団の日本財団ROADプロジェクト（後述）に基づく助成を利用し、南三陸町において、学童保育、学習支援の活動を継続的に行っています。

訪問させていただいた時間の関係上、残念ながら、実際の活動風景を拝見できませんでしたが、学習支援を受けている戸倉中学校の小野寺校長の、「生徒たちの中には、ボランティア活動に対する意識が高まり、将来はこのような仕事をしたいという声が聞こえている」という言葉から、活動内容の充実ぶりをうかがい知ることができました。



キッズドアの片貝氏（左）と小野寺校長（右）



戸倉中での高校進学準備ゼミの様子

結びに変えて

いずれも、短時間での訪問となってしまいましたが、活動されている団体の熱い想いと、被災者の方々の前向きな気持ちを感じることができました。同時に、まだまだ援助が行き届いていない面が多くあることも思い知らされました。

（本紙面では、お伝えしきれないこともたくさんあります。）ご協力いただきました団体の皆様には、本紙面をもって厚く御礼申し上げます。（公益認定等委員会委員 雨宮孝子、出口正之、海東英和）

公益法人の活動紹介

最後に、今回紹介させていただきました活動を支援されている公益財団法人における東日本大震災における公益活動について、簡単にご紹介いたします。

さわやか福祉財団の活動紹介

さわやか福祉財団は、震災当初においては、全国のさわやかインストラクターと共同し、被災地域の細かいニーズを拾い上げながら、緊急物資支援を行われました。現在は、南三陸町を含む9地域を重点支援地域として復興支援のモデル地域に選定し、バスツアーを企画するなどして、地域コミュニティ形成のサポートなどを行っています。

日本財団の活動紹介

日本財団は、今回の東日本大震災をうけて、「日本財団ROADプロジェクト」というプロジェクトを立ち上げ、「東日本大震災のための支援金と支援物資の提供」と「民による民のための支援活動」を展開されております。

今回、ご紹介させていただきましたNPO法人キッズドアによる支援活動も、当該プロジェクトにおける「災害に係る支援活動助成」に基づいて行われたものです。当該助成は、695事業、累計661,900,000円の規模となりました。なお、支援活動全体では、2011年10月31日現在、約42億円となっております。（詳しい情報・最新情報につきましては、日本財団のHPにおけるマンスリー・レポートをご参照ください。）

税額控除制度について

既に多くの法人に活用いただいています！

今年6月に施行された平成23年度税制改正において、寄附税制に関し、従来からの所得控除制度に加えて、PST要件を満たす公益社団・財団法人への個人からの寄附に関する税額控除の選択適用制度が導入されています。

税額控除の対象となるためには、行政庁から対象法人であることの証明を受けることが必要です。

現在、多くの法人から申請いただき、証明書を発行しています。税額控除には、法人・寄附者ともに大きなメリットがあるため、引き続き多くの法人にこの制度を活用していただきたいと思います。

○寄附者のメリット

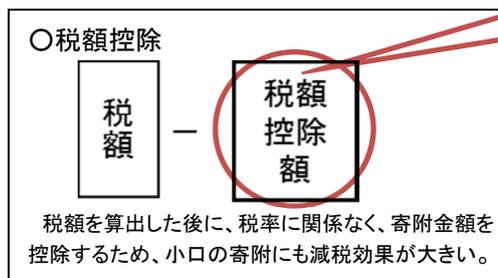
小口の寄附者にとって減税効果大きい。



(寄附金額 - 2千円)
※所得金額の40%相当額が限度

(寄附金額 - 2千円) × 40%

(注1) 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額
(注2) 控除額は所得税額の25%が限度



(例) 所得500万(全給与所得者の10%)の者が1万5千円を
公益法人に寄附した場合

○所得控除の場合の減税効果: **2,600円**

○税額控除の場合の減税効果: **5,200円** ←減税効果が倍増(2,600円)!

○法人のメリット

税額控除制度の導入により、寄附金収入・寄附者数の増加が見込まれます。

申請手続きも簡単です！

税額控除の対象となるためには、PST要件(※)と情報公開条件を満たしている必要があります。PST要件は法人が市民からの寄附によって運営が支えられていることに着目した基準です(賛助会費等も、義務的でなく、かつ、対価性がないものである場合には、寄附金と同等に扱うことが可能です)。

公益法人information上での電子申請が可能です。ぜひご利用ください。

詳しくは、「税額控除に係る証明～申請の手引き～」を公益法人informationに掲載しておりますので、そちらを御参照ください(「認定・認可された法人の皆様～」に案内を掲載しています)。

※PST要件とは

○実績判定期間において、以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

<要件1> 年に3,000円以上寄附をした寄附者が各年平均で100人以上いること。

<要件2> 経常収入金額に占める寄附金等収入の比率が1/5以上であること。

※ 実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

※ 平成23年～25年の申請においては、2事業年度とすることもできます。

また、設立から間もなく、これまでの事業活動期間が5年間に満たない法人は、設立の日から直前に終了した事業年度の終了日まで間で判定を行います。

税額控除の証明は、早ければ2週間程度で発行が可能です。

寄附者・法人の双方に効果の大きい税額控除制度をこの機会にぜひご活用ください。

よくある誤解への回答

公益認定等委員会には、新公益法人制度への移行申請について様々な問い合わせが寄せられています。今回は、申請を検討されている法人が、公益法人への移行を希望しながら、制度上公益法人への移行が困難と判断し、一般法人への移行を選択してしまう場合に見られる誤解について、ご説明いたします。なお、その他のさまざまな誤解を公益法人informationに掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

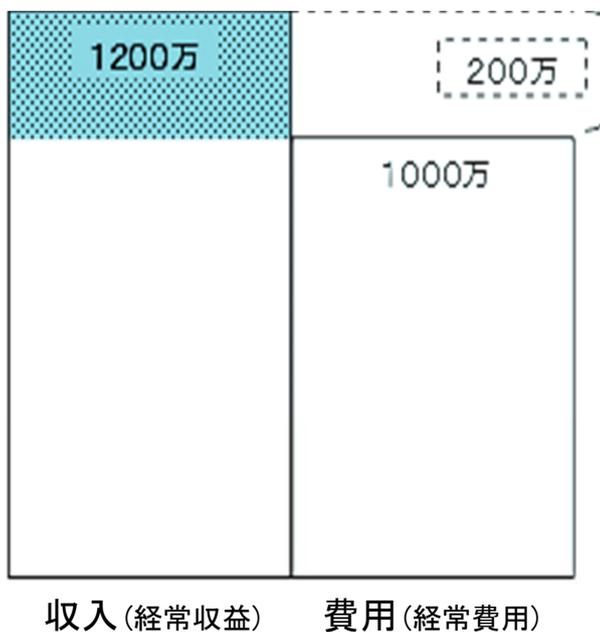
【質問1】

公益法人への移行を目指しているのですが、公益目的事業に係る(経常収益)－(経常費用)の額がプラスになってしまいます。このままでは公益法人への移行は難しいでしょうか。



【回答1】

必ずゼロ以下にする必要はありません。公益目的事業に係る(収入)－(費用)がプラスになっても認められるケースとして、下図のようにそのプラス分を公益目的事業に投下するようなケースが考えられます。



〔公益目的事業会計〕

収支相償を満たす場合

⇒公益目的事業で得た利益を、法人内部の分配ではなく、公益目的事業に再投下する場合

◎特定費用準備資金の積立

－将来の公益目的事業の拡大、周年事業など

○資産の取得・改良の資金の積立

－公益目的事業に使用する建物の修繕積立金など

○当期の公益目的保有財産の取得

－公益目的事業に使用する什器備品の購入など

○個別事情に応じた判断

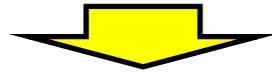
－公益認定等委員会（都道府県では合議制の機関）で合理性を判断

※ “◎”は収支相償の第一段階(個別の公益目的事業単位)と第二段階(公益目的事業全体)共通で、“○”は収支相償の第二段階で、収支相償を満たすと認められる。)

※ 詳しくは、公益認定等ガイドライン I 5、I 7(5)、FAQのV 2⑤等をご参照ください。)

【質問2】

公益法人に移行したいのですが、収支予算書から公益目的事業比率を計算すると50%を割り込んでしまいました。このままでは公益目的事業比率を満たせないため、公益法人に移行することはできないでしょうか。



【回答2】

そんなことはありません。以下の「みなし費用」を調整額として算入することにより50%以上を達成できれば、公益目的事業比率をクリアすることができます。

調整額①：土地の使用に係る費用額（別表B(2)に記載）

⇒ 自己所有地の賃料相当額を費用擬制

調整額②：融資に係る費用額（別表B(3)に記載）

⇒ 無利子・低利融資を行う場合、市場金利との差額を費用擬制

調整額③：無償の役務提供に係る費用額（別表B(4)に記載）

⇒ ボランティアの人件費を費用擬制

調整額④：特定費用準備資金への積立額

例えば、以下のような法人の場合、みなし費用を算入しなければ公益目的事業比率は40%にとどまりますが、みなし費用を算入すれば50%以上を達成することが可能です。

<収支予算書（簡略版）>（単位：千円）

科目	公益目的事業		収益事業等会計		法人	合計
	…	小計	…	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
経常収益計						
経常費用計		4,000		5,000	1,000	10,000
2. 経常外増減の部						

<調整額一覧>

調整額の合計	2,500千円
調整額①	600千円
調整額②	250千円
調整額③	400千円
調整額④	1,250千円

<調整額算入前>

400万円

1,000万円

公益目的事業比率 40%

<調整額算入後>

400万円 + 250万円

1,000万円 + 250万円

公益目的事業比率 52%

公益目的事業比率

50%以上を達成!

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。

申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより（その7）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています。（1回1時間半程度）

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231（メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします（謝金は不要です。）。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から中旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。なお、1月の窓口相談については、12月5日（月）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

本年度は地方での開催も拡充しております。

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。なお、次回の合同相談会（12月21日（水）に東京で開催）については、12月9日（金）まで参加申込を受け付けております。相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）。

「公益認定等委員会だより」のリニューアルについて

公益法人の活動紹介を加え月刊紙にリニューアル！

「公益認定等委員会だより」については、平成21年9月18日に「その1」を発行して以来、申請を検討される公益法人に向けて、委員会での取組みや「よくある誤解への回答」など申請に関する情報を四半期ごとに発信してきました。この度、平成23年12月1日に新公益法人制度施行4年目を迎えることを機に、多くの方に公益法人の活動を伝える紙面を新たに加え、月刊紙としてリニューアルいたします。

公益法人の積極的な活動をご紹介します！

東日本大震災に係る被災者支援活動をはじめ、社会の様々なニーズに対して、公益法人ならではの専門性を発揮し、社会に貢献する公益法人の活動を紹介します。

これから新たな活動を始めようとする法人や何か社会のために活動したいという個人の方々の参考になれば幸いです。

法人向け情報も引き続き発信します！

これまでと同様に

- ・よくある誤解への回答
- ・申請書類に関する注意事項
- ・監督関係の情報
- ・税制関係の情報

などについて、随時掲載いたします。

活動を介绍したい公益法人を募集いたします！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を介绍したい公益法人を公募いたします。委員会だよりの紙面を活用して、是非、自分たちの法人の活動を介绍したいという法人関係者の皆さまにおかれましては、下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

(応募手続き)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

(留意事項)

- ・特例民法法人、一般法人は対象ではありません。
- ・掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は半ページから1ページとなります。
- ・ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- ・大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

TEL : 03-5403-9524 e-mail : koueki-info@cao.go.jp